



令和4年度 脱炭素関連 補助事業

令和4年3月24日

北海道地方環境事務所

1. 先行地域と新交付金
2. 令和4年度 エネルギー関連補助施策
3. HP等御紹介
(参考資料)

令和4年度 エネルギー関連補助施策

脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>

エネ特ポータル



[ホーム](#) > [政策分野・行政活動](#) > [政策分野一覧](#) > [地球温暖化・国際環境協力](#) > 脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

脱炭素化に向けた取組を支援するための補助・委託事業について、事業一覧、申請フロー、活用事例等を掲載しています。

補助・委託事業を探す

環境省の地球温暖化対策に関する補助・委託事業をご紹介します。補助対象や事業形態、支援対象、キーワードなどから事業を検索することができます。



エネ特パンフレット

[エネ特トップ](#)[エネ特とは](#)[事業一覧](#)[申請フロー](#)[活用事例](#)[パンフレット](#)[よくある質問](#)

[ホーム](#) > [政策分野・行政活動](#) > [政策分野一覧](#) > [地球環境・国際環境協力](#) > [エネ特ポータル](#) > [資料・パンフレット](#)

資料・パンフレット

エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業（パンフレット）

■ 2022年度資料



▶ [パンフレット（全体版）](#) [PDF 13.3MB]

▶ [表紙](#) [PDF 159KB]

▶ [概要](#) [PDF 66KB]

▶ [目次](#) [PDF 120KB]

▶ [見取図](#) [PDF 200KB]

▶ [本編①（01-10）](#) [PDF 13.3MB]

▶ [本編②（11-20）](#) [PDF 4.7MB]

▶ [本編③（21-30）](#) [PDF 8.6MB]

▶ [本編④（31-40）](#) [PDF 4.9MB]

▶ [本省及び地方環](#)

▶ [関連サイト紹介](#) [PDF 314KB]

環境事務所に紙の冊子もございますので、お越しの際、御要用であればお声がけください。

先行地域と新交付金

脱炭素先行地域とは？

- 2050年カーボンニュートラルに向けた道筋を示すため、地方自治体が地元企業・金融機関と連携して、地域課題を解決し住民の暮らしの質の向上を目指すとともに脱炭素に向かう取組を行う地域。
- 民生部門の電力消費に伴うCO₂排出に関する取組を中心としながら、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する。
- 2025年までに少なくとも100か所選定する。現在第1弾の審査を実施中。

要件 (1－1) 2030年度までに、脱炭素先行地域内の**民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロ**を実現すること。

(1－2) 地域特性に応じた温暖化対策の取組（1－1を除く。）を地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも1つ以上の取組を実施する計画となっていること。

(2) 再エネポテンシャル等を踏まえた**再エネ設備の最大限の導入**

(3) 脱炭素の取組に伴う**地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上**

(4) 先行地域の範囲・規模の特定

(5) 計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針等）

(6) 取組の進捗管理の実施方針及び体制

(7) 改正温対法に基づく実行計画の策定等



【令和4年度予算額 20,000百万円（新規）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

（交付要件）

脱炭素先行地域に選定されていること 等

（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）

（対象事業）

再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象。

2. 重点対策加速化事業への支援

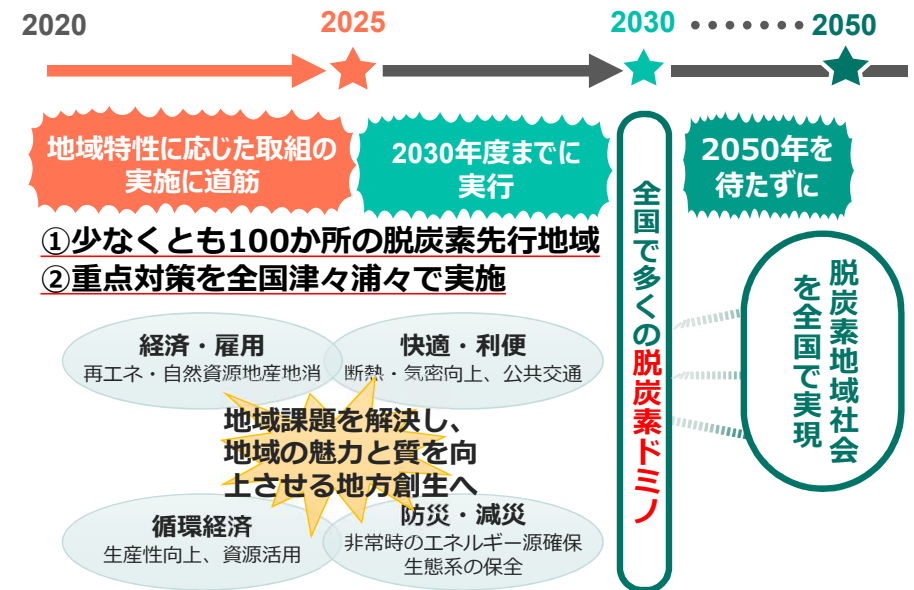
（交付要件）

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等

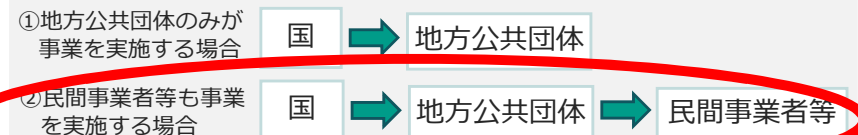
3. 事業スキーム

■ 事業形態	交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業 原則 2 / 3 ※ 重点対策加速化事業 2 / 3 ~ 1 / 3 等）
■ 交付対象	地方公共団体等 ※財政力指数が全国平均（0.51） 以下の自治体は一部 3 / 4
■ 実施期間	令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



<参考：交付スキーム>



地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業 上限50億/計画	重点対策加速化事業 上限20億/計画
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市: 1MW以上、その他の市町村: 0.5MW以上)
対象事業	(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備(自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備: 太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備: 地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ(電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備(高機能・高効率換気・空調、コジェネ等) (2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (例: 公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業) ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例: 未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 (例: 新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例: ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ※ (例: 地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る ①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。
交付率	原則 2 / 3※①(太陽光発電設備除く)及び②について、財政力指数が全国平均(0.51)以下の自治体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね 5 年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要(計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)。 ○各種設備整備・導入に係る調査・設計や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む。	



屋根置き自家消費型
太陽光発電



木質バイオマス
のエネルギー利用



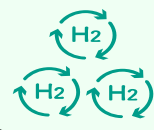
家畜排せつ物の
エネルギー利用



蓄電池の導入



エネルギーマネジメン
トシステム導入



再エネ水素利用



住宅建築物の
ZEB/ZEH



省エネ設備の
最大限採用



ゼロカーボン・ドライブ

令和4年度 環境省 脱炭素関連 予算

- 計画づくり⇒地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業
- 再エネ導入地域事業
 - ⇒地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
 - ⇒脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業（一部継続案件のみ）
- 太陽光⇒PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業
- ZEB⇒建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業
- 自動車⇒（新）電動車×再エネの同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業
 - ⇒環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
 - ⇒バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業
- 水素⇒脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業
- ライフスタイル変革⇒（新）食とくらしの「グリーンライフポイント」推進事業
- 実証事業⇒地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和4年度予算額 800百万円（1,200百万円）】

【令和3年度補正予算額 1,650百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入には、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、住民との合意形成、再エネ需要の確保、持続的な事業運営など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

4. 事業イメージ

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材育成に関する支援を行う。

2050年カーボンニュートラルの実現

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援
- ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき、地域再エネ事業を実施・運営するため官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から、体制構築（地域新電力等の設立）、事業性確認のための現地調査を支援

(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習、促進エリア設定の事例や合意形成手法等のガイド作成、また地方環境事務所を核として地域の現状に応じた脱炭素の取組について支援を行う。

3. 事業スキーム

■ 事業形態

(1)間接補助（定率）, (2)間接補助（定率）, (3)委託事業

■ 補助・委託対象

(1)①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(2)地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）(3)民間事業者・団体等

■ 実施期間

令和3年度～令和5年度 ※（1）③は令和4年度～

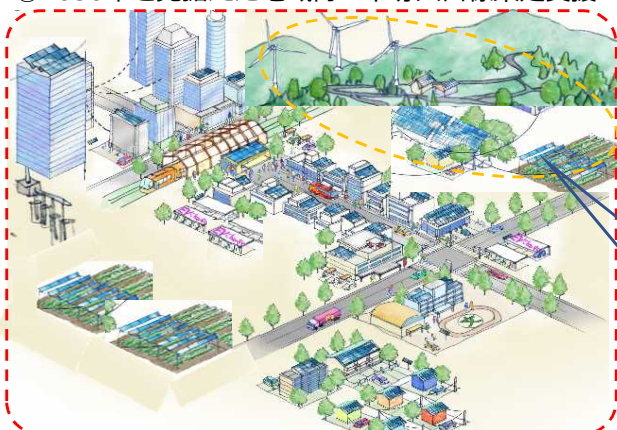
(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援

(1) ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

(1) ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援



(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

お問合せ先： 環境省大臣官房 環境計画課 電話：03-5521-8234、環境影響評価課 電話：03-5521-8235

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、



(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体における2050年までの二酸化炭素削減目標を見据えて地域への再エネ導入の道筋を明確にすることに加えて、地域での公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、再エネ導入を促すエリアの設定に係る合意形成等を支援することで、地域再エネの最大限の導入を図る。

2. 事業内容

① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援

中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する。

② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

地域が主導し、地域が裨益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。

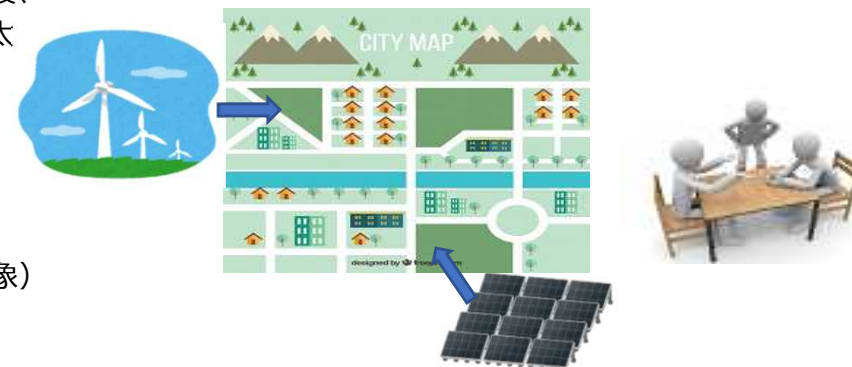
③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

地域の脱炭素化を促進するにあたり、再エネの利用促進のため、未設置箇所（公共施設、ため池等）における発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討等を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①②③定率 3 / 4
- 補助対象 ①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
- 実施期間 令和3年度～令和5年度 ※（1）③は令和4年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、



(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域の内発的な再エネ導入事業を持続的に行うための実施・運営体制の構築を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体、地域金融機関、地元企業、市民等の地域のステークホルダーが参画・関与して、地域雇用による内発的な再エネ導入により、「地域の稼ぎ」を生み出し、さらにその稼ぎを再エネに再投資する持続的な事業実施・運営するための体制構築、及び事業の実施・運営体制の構築と一体で実施する事業実施予定区域の予備的調査を支援する。

2. 事業内容

地域再エネの地産地消とそこで得られた収益を地域の再エネ設備の導入等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の改善に資する事業実施・運営体制を構築する以下の業務について支援を行う。

- ・事業スキーム検討（例：再エネ調達方法（自社開発、地域内企業との協定締結による調達など）、地域内での需要確保、収益の地域還元方法）
- ・事業性検討（例：事業の採算性評価、出資主体間の合意）
- ・事業体（地域新電力等）設立に必要な需給管理システム、顧客管理体制の構築等
- ・専門人材確保（例：事業運営に必要な人材の専門分野の特定、雇用確保）
- ・事業の実施・運営体制の構築に必要な予備的な実地調査（例：再エネ設備導入予定の区域における設備導入に必要な自然的条件等に関する予備的調査）

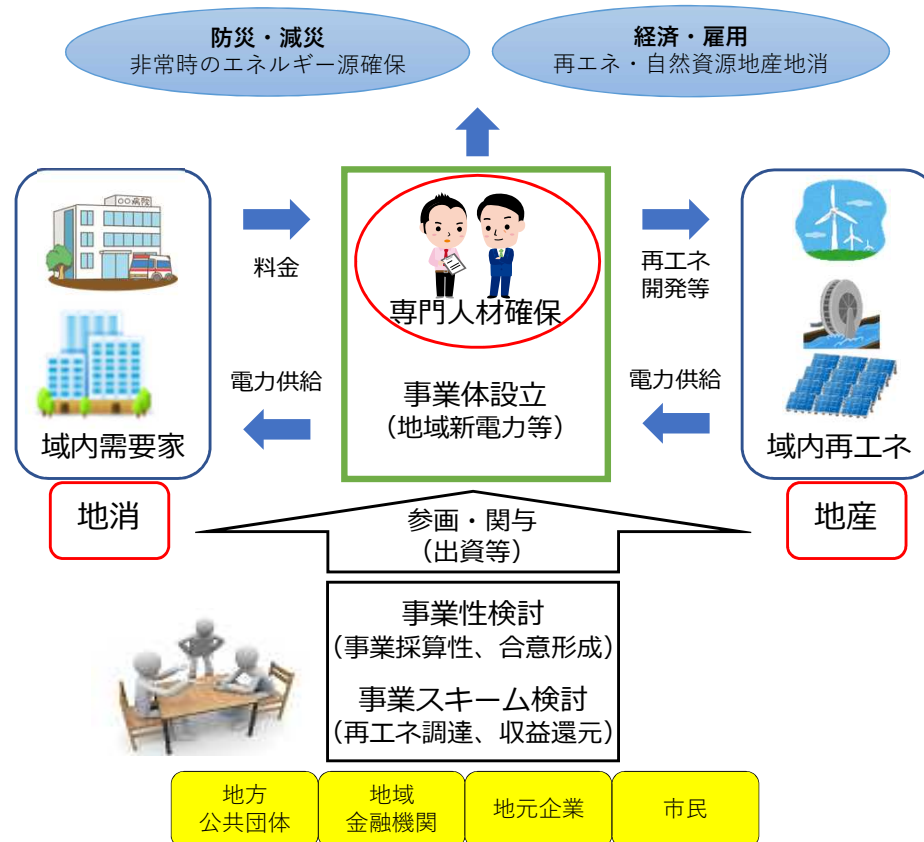
<補助率について> 事業の実施の結果として構築される実施・運営体制に対して以下の出資比率により算出

- ◆地方公共団体若しくは地域金融機関又はこれらの両方が出資し、かつ、当該地方公共団体、地元企業（地域金融機関を含む。）・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合は2／3
- ◆地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合並びに地方公共団体が出資する場合1／2
- ◆上記以外の場合1／3

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助（定率2／3、1／2、1／3）
- 補助対象 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ



地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和4年度予算額 2,000百万円（5,000百万円）】
【令和3年度補正予算額 7,000百万円】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等の再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①：防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2型設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助※2。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再エネ設備等の費用低減を促進。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎 など）

※2 補助率は、都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3 （注）共同申請する民間事業者も同様

※3 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2（電気事業法上の離島は2/3）×4万円/kWhを補助（上限あり）。

②：再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

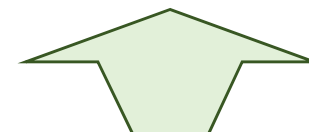
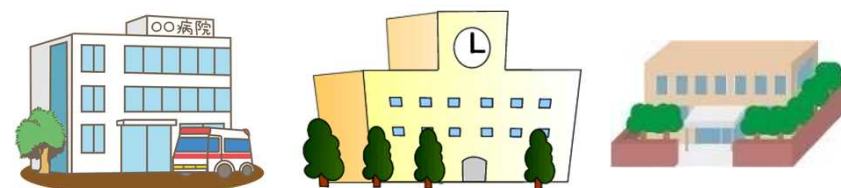
3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

支援対象

4.

公共施設等



地域のレジリエンス強化・脱炭素化

①再生可能エネルギー設備・未利用エネルギー設備・コジェネレーション・蓄エネ設備



③省CO2型設備等





【令和4年度予算額 5,500百万円（8,000百万円）】

2050年カーボンニュートラルの先導的モデルの創出により、ローカルSDGsの実現を目指します。

1. 事業目的

- 地域の再エネ自給率最大化と災害時のレジリエンス強化を同時実現する自立・分散型エネルギーシステムの構築や、自動車CASE等を活用した地域の脱炭素交通モデル構築に向けた取組等を支援する。
- 2050年カーボンニュートラルに向けた先導的モデルの創出を通じて、地域の脱炭素化に加え、投資促進や雇用創出、防災性向上を図り、地域の多様な課題を同時解決するローカルSDGs（地域循環共生圏）を実現する。

2. 事業内容

（1）地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業

- ① 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
- ② 地産地消の自立・分散型エネルギーシステムに係る調査検討事業
- ③ 屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル創出事業

（2）温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業

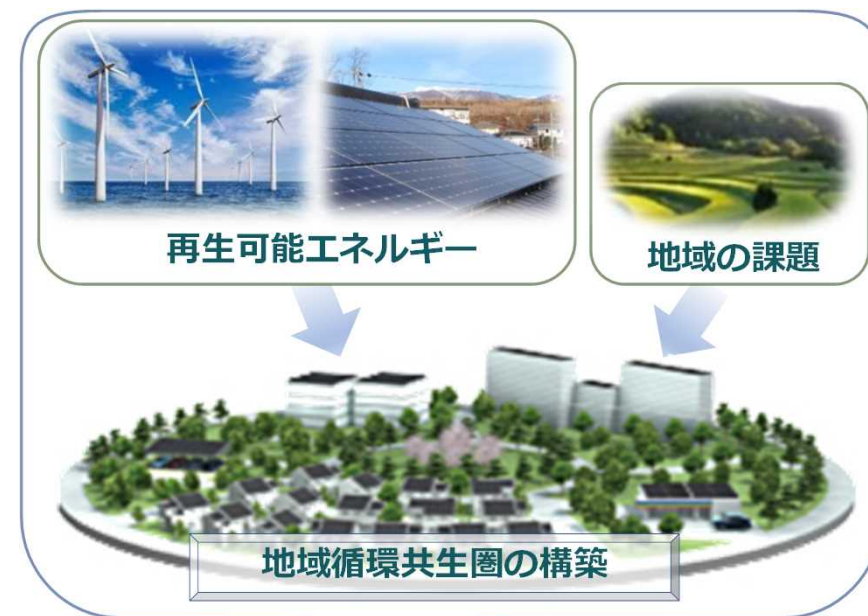
（3）地域の脱炭素交通モデル構築支援事業

- ① 自動車CASE活用による地域の脱炭素交通モデル構築支援事業
- ② グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業
- ③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業（3/4,2/3,1/2,1/3,1/4※一部上限あり。）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



脱炭素社会構築の支援



脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、 (1) 地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業



地域再エネを活用した地産地消の自立・分散型エネルギーシステムの構築等を支援します。

1. 事業目的

- 再エネ自給率最大化と災害時のレジリエンス強化を同時実現する自立・分散型エネルギーシステムの構築を通じて、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた先導的モデルを構築する。
- 屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化により、地域の更なるCO2 削減と防災性の向上を実現する。

2. 事業内容

① 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業（補助：補助率 計画策定3/4,設備等導入2/3）

地方公共団体と民間事業者との共同により、地域の再エネ・蓄電池・自営線等を活用した、地産地消の自立・分散型エネルギーシステム構築のための計画策定や設備等導入に対して支援を行う。

② 地産地消の自立・分散型エネルギーシステムに係る調査検討事業（委託）

地域再エネを活用した地産地消の分散型エネルギーシステムの普及施策の検討や、補助事業に係る取組の評価検証等を行う。

③ 屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル事業（委託／補助：補助率 計画策定3/4,スマート街路灯等設備等導入1/3,ソーラー街路灯等設備等導入1/4）

スマート街路灯等（通信ネットワーク化したLED街路灯等）又はソーラー街路灯等について、計画策定や設備等導入支援を行う。また、スマート街路灯等には環境センサーを取り付け、再エネを安定的に使い続けるために必要な日射量等の気象データを収集する。

* ①においてEVを購入により導入する場合については、通信・制御機器、充電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助する。（上限あり）

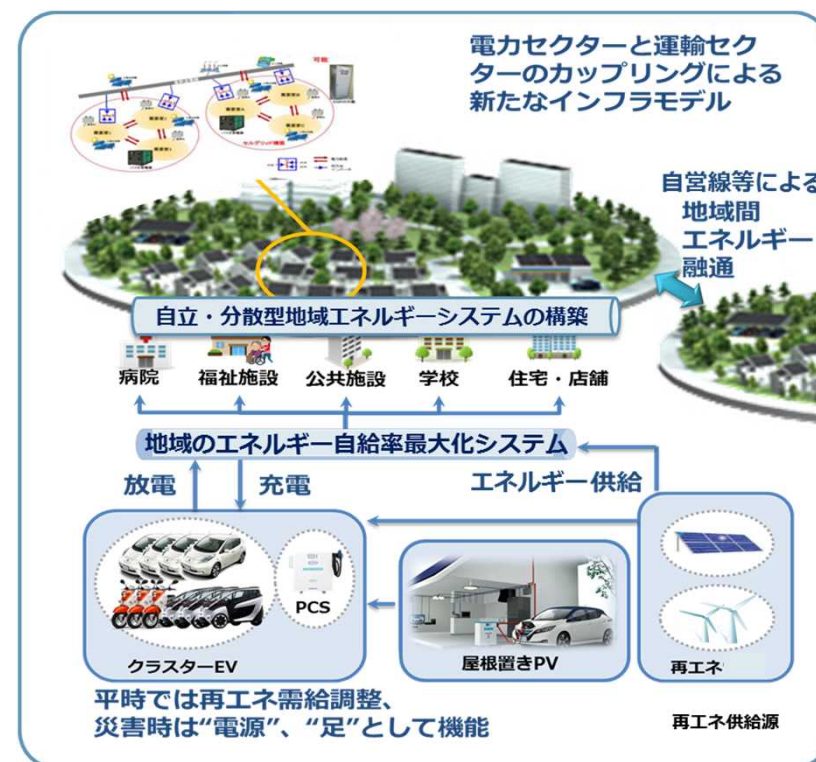
3. 事業スキーム

■ 事業形態 委託事業／間接補助事業（3/4,2/3,1/3,1/4※一部上限あり）

■ 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

■ 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



地域の自立・分散型エネルギーシステム

お問合せ先： 地球環境局地球温暖化対策事業室:0570-028-341

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、 (2) 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業



地域固有の熱源である温泉熱等の利活用により、地域の脱炭素化と地域循環共生圏の構築を支援します。

1. 事業目的

- ・ 温泉地の脱炭素化・カーボンニュートラルの好事例を形成するため、地域固有の熱源である温泉熱等を利活用して地域単位で発電や熱利用を行う設備を導入し、経済好循環と地域活性化促進を支援する。
- ・ 温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入を支援し、温泉地の更なるCO2削減対策を推進する。
- ・ 温泉熱等の利活用を通じた脱炭素型温泉地の好事例を全国へ発信し、カーボンニュートラルな温泉地域づくりを促進する。

2. 事業内容

温泉は地域固有の熱源であり、多大なポテンシャルを有するものの、活用が進んでいない状況である。温泉地の脱炭素化・カーボンニュートラルを達成するには、地域資源である温泉を最大限活用することが重要であり、化石燃料の使用量やCO2排出量を削減するとともに、経済の好循環と地域活性化を生み出し、温泉地の脱炭素化が促進される。本事業では、地域固有の熱源である温泉熱等を利活用して地域単位で発電や熱利用を行い、脱炭素型温泉地の形成を支援することで地域の経済好循環と地域活性化を図ると共に、温泉供給設備更新時の省エネ設備導入の支援を行うことで温泉地の更なるCO2削減対策を推進する。

- ①温泉熱等を利活用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用する事業に対し計画策定、設備等導入支援を行う。（補助：補助率 計画策定3/4,設備等導入2/3）
- ②温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入、計画策定に対して支援を行う。（補助：補助率 計画策定3/4,改修事業1/2）
- ③全国温泉地自治体首長会議等で発信や、温泉熱等の利活用の促進を図る（委託）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（3/4,2/3,1/2）／委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和2年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 自然環境局自然環境整備課 温泉地保護利用推進室:03-5521-8280

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、

(3) 地域の脱炭素交通モデル構築支援事業



新たな地域モビリティの活用等により、地域の脱炭素化と地域循環共生圏の構築を支援します。

1. 事業目的

- 自動車CASE、グリーンスローモビリティ及びLRT・BRTの導入、鉄道事業等の省CO2化により、2050年カーボンニュートラルに資する地域の脱炭素交通モデルを構築する。

2. 事業内容

①自動車CASE活用による地域の脱炭素交通モデル構築支援事業（補助：補助率 計画策定 3/4,設備等導入1/2）

- 新たなライフスタイルに合わせた、電動モビリティのシェアリングサービス構築に必要な設備等の導入支援を行う。

②グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業（委託／補助：補助率 車両等導入1/2）

- 地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティの導入に係る調査検討及び、グリーンスローモビリティの車両等の導入支援を行う。

③交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業（補助）

- マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、CO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。（補助率1/2）
- 鉄道事業等における省CO2化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・機器の導入を支援する。（補助率 車両新造・改修（中小・公営・準大手等1/2）、回生電力（中小1/2,公営・準大手・JR(本州3社以外)等1/3,大手・JR本州3社1/4)）

*①においてEVを購入により導入する場合については、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助する。（上限あり）

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業（3/4,1/2,1/3,1/4※一部上限あり）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ

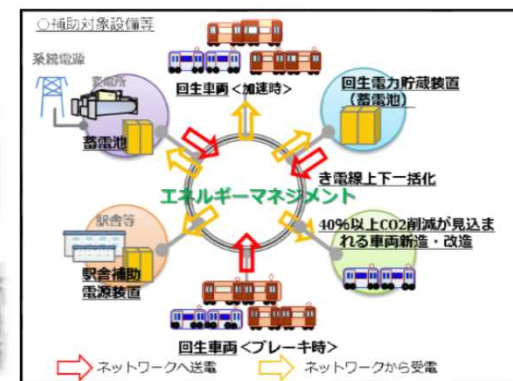


グリーンスローモビリティ（※）

※時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス



LRT・BRT



鉄道事業等の省CO2化

お問合せ先： 地球環境局地球温暖化対策事業室： 0570-028-341 水・大気環境局 自動車環境対策課： 03-5521-8303

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和4年度予算額 3,800百万円 (5,000百万円)】
【令和3年度補正予算額 11,350百万円】



再エネ導入・価格低減促進と調整力確保等により、地域の再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ (需要側需給調整力) の創出等により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

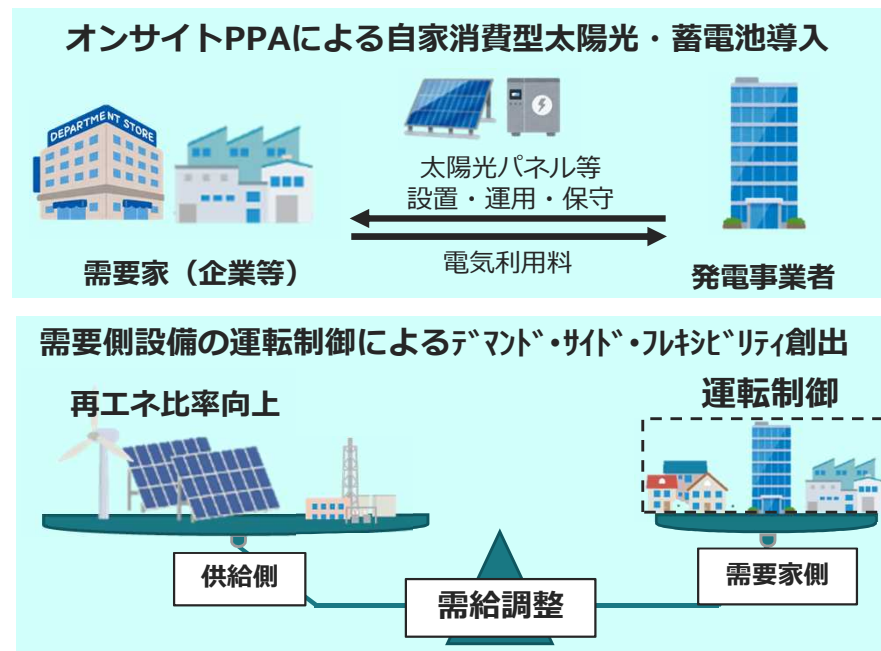
- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
 1. ①オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業
 - ②再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

*EVについては、(1)・(2)・(3)-1-①・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (補助率: 3/4、2/3、1/2、1/3、定額) / 委託事業
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 (1)・(2)・(5)令和3年度～令和6年度、(3)・(4)・(6)令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ



PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (6)公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業



再生可能エネルギーの導入や、公共施設等の調整力・遠隔管理を活用することで、地域の再エネ主力化を図ります。

1. 事業目的

- 地域に再生可能エネルギーを導入していくにあたっては、再エネ電力供給事業者における調整力の確保が重要。また、コロナ後の社会においては、有事の際にも管理を可能とする遠隔管理の必要性が増しているため、公共施設の有する（遠隔）制御可能な設備の運転方法について実証を行う。
- これにより、地域の再エネ電力を有効活用し、公共施設等の再エネ比率を高めるモデルを構築する。

2. 事業内容

パリ協定等を踏まえ全ての分野における脱炭素化が求められる中で、自治体は、率先して再エネの最大限の導入に取り組む必要がある。このため、本事業では、地域全体でより効果的なCO2排出削減対策を実現する先進的モデルの構築を目指す。

廃棄物発電所や上下水道等の公共施設の有する（遠隔）制御可能な複数の設備を活用して、需要制御を行いながら地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築する。

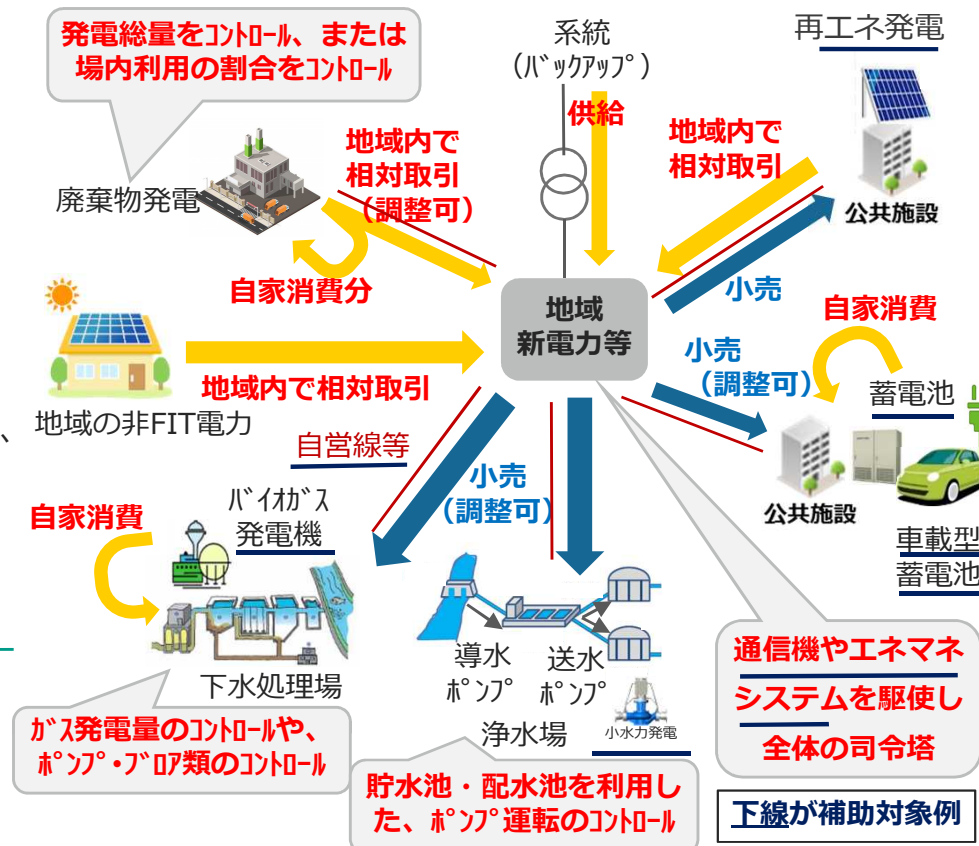
具体的には、災害等有事の際にも強い地域の総合的なエネルギーマネジメントの構築に資する、再エネ設備、蓄電池、通信機、エネマネシステム、自営線などの導入を補助する。

※令和4年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率2／3※）（※一部上限あり）
- 委託・補助先 地方自治体・民間事業者等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ





【令和4年度予算額 5,500百万円（6,000百万円）】
【令和3年度補正予算額 7,500百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①2050年CN実現、そのための2030年46%減（'13比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ②建築物等において気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) 新築建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
 - ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
- (2) 既存建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
 - ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
- (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）
- (4) 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業
- (5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業（厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携）

※（1）①及び（2）①は、他のメニューに優先して採択
※ 電力調達も勘案し再エネ100%となる事業は加算

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

（1）新築建築物のZEB化支援事業

①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。



（2）既存建築物のZEB化支援事業

②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。





既存建築物の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2改修を普及促進することで、ストック対策に貢献する。
- ②既存の業務用施設等の脱炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

（３）既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）

- ①民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。
- ②テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携事業）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業やフロア単位で省CO2化を図る事業を支援。
- ※ ①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点
- ③空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。

※ 省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

	補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
①	建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用（補助上限5,000万円）	・既存建築物において30%以上のCO2削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
②	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）（補助上限4,000万円）	・テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
③	空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）（補助上限なし）	・空き家等において15%以上のCO2削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3



国立公園内利用施設の脱炭素化に資する高効率設備、再生可能エネルギー等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①国立公園内の公園利用施設（宿舎事業施設等）の脱炭素化を促進し、CO2排出量の大幅削減を目指す。
- ②国立公園をカーボンニュートラルのショーケース、サステナブルな観光地とすることを旨とする「ゼロカーボンパーク」の拡大と取組支援を目指す。

2. 事業内容

（４）国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業

国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアを「ゼロカーボン・パーク」として地方公共団体の登録を呼びかけ中。国立公園利用施設は自然条件が厳しい場所に多く立地し、景観等にも配慮しながら施設改修が必要。これら施設に対し、省CO2性能の高い設備への改修、再エネ利用設備等の導入に係る費用を支援。

○補助対象者：国立公園事業者（宿舎事業者、休憩所事業者、博物展示施設事業者、案内所事業者等）

○補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で上記事業を営む施設

○補助対象経費：空調等省CO2改修、高断熱化改修、再エネ（太陽光、風力、未利用熱、木質バイオマス等）設備導入、EV充放電設備導入等（設備費等。費用対効果で上限あり。）※太陽光発電設備導入の場合、EV充放電設備等導入に係る経費も支援。

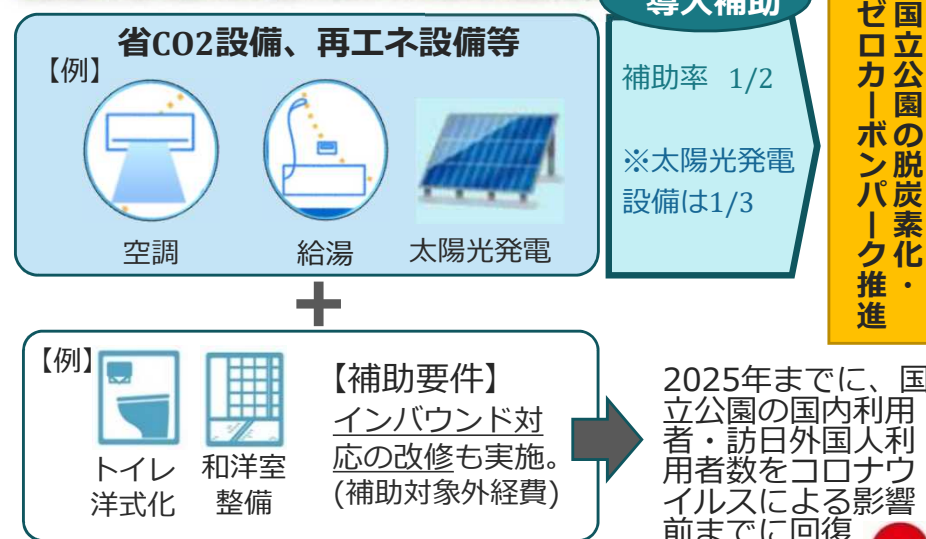
○補助対象要件：インバウンド対応（補助対象外）、15%以上のCO2削減

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課 電話：03-5521-8278

4. 事業イメージ





上下水道（工業用水道施設含む）・ダム施設の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

上下水道施設（工業用水道施設を含む）、ダム施設において、再生可能エネルギー設備の設置や省エネ設備等の導入等の脱炭素化の取組を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

(5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業

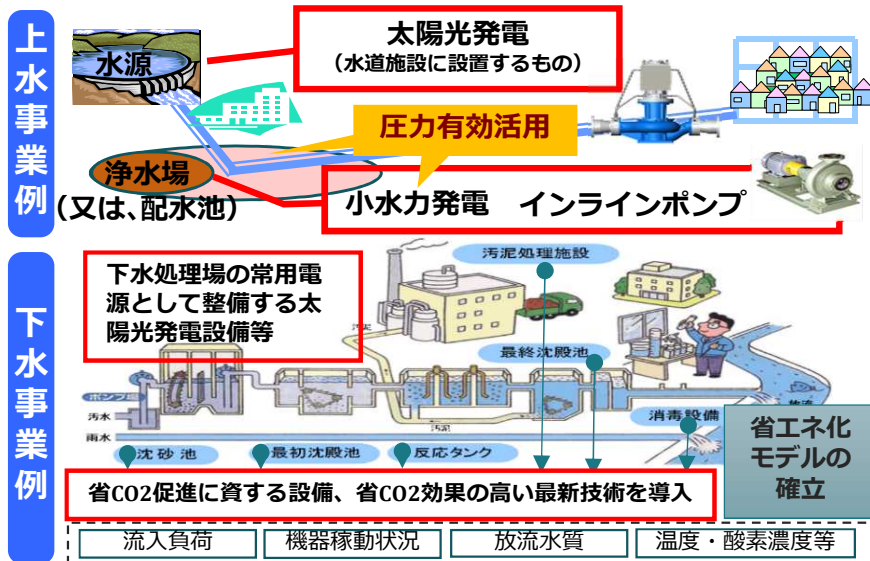
上下水道（工業用水道施設含む）・ダム施設における発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援する。

○補助対象経費：上下水道（工業用水道施設を含む）・ダム施設における発電設備等の再エネ設備及び附属設備、高効率設備やインバータなど省CO2性の高い設備機器等の導入・改修にかかる費用（設備費等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体等
- 実施期間 平成28年度～令和5年度

4. 事業イメージ



ダム事業例



再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業



【令和3年度補正予算額 1,000百万円】



地方公共団体の公用車や民間社用車に「再エネ×電動車」カーシェアを導入し、地域住民とのシェアリングやレジリエンス強化も同時に促進します。

1. 事業目的

- ・ 公用車/社用車等を率先して再エネ設備導入とセットで電動化することで、移動の脱炭素化を図るとともに、地域住民の足として利用可能なシェアリングを実施する。特に若年層の電動車利用も働きかけていく。
- ・ 電動車は再エネ設備の発電電力量の需給調整としての機能などの「動く蓄電池」としての活用も期待され、災害時の非常用電源としての役割が期待される。

2. 事業内容

- 本事業は、地方公共団体及び民間事業者・団体が、再生可能エネルギー発電設備と電気自動車等を同時購入し、地域住民向けにシェアリングする取組を支援する。
- また、本事業の補助対象者は自治体・民間企業の施設を災害拠点化※し、地域のレジリエンス強化へ貢献する。そのため、充放電設備/外部給電器の導入についても同時に支援する。

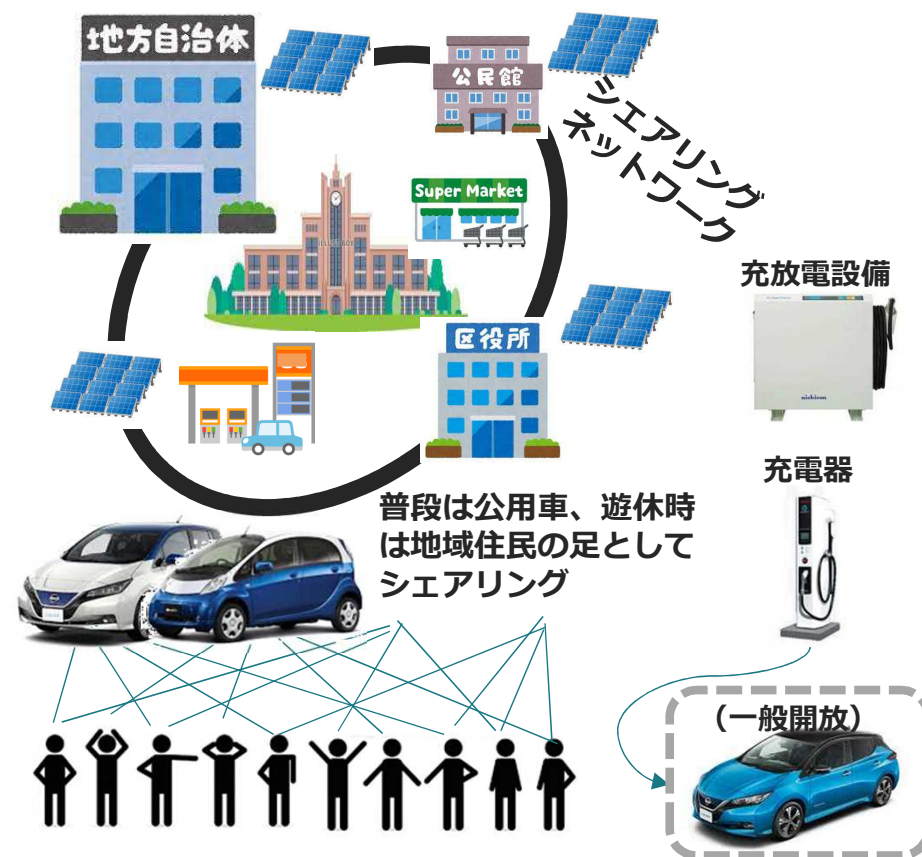
※ 民間事業者が車両保有者となる場合は自治体と災害時活用の協定を締結。

- 充電器についてもオプションにて導入を支援する。ただし、導入した場合は地域住民がアクセスしやすい充電インフラとして開放し、地域の充電インフラ拡充へ貢献することとする。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|----------------------------|
| ■ 事業形態 | 間接補助事業（1/2、1/3、定額 ※一部上限あり） |
| ■ 補助対象 | 民間事業者・団体、地方公共団体等 |
| ■ 実施期間 | 令和3年度 |

4. 事業イメージ





【令和4年度予算額 1,000百万円（1,000百万円）】

EV/HV/天然ガストラック・バスの導入及び充電インフラの整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 現状で高コストのEV/HVトラック・バスおよび充電インフラへ補助を行い、普及初期の導入加速を支援。
- ② 将来カーボンニュートラル化の期待される天然ガス自動車への導入支援を実施し、長距離配送車の低炭素化を支援。
- ③ 実証用電動トラック/バスモデル実証事業を実施し、国内商用車メーカーの市場参入を支援。

2. 事業内容

- ①EVトラック・バス、HVトラックバス導入支援事業
EVトラック・バスや、一定の燃費性能を満たすHVトラック・バスの購入に対して、標準的な車両との差額分を支援するとともに、セットで充電インフラ整備への補助を行う。
- ②天然ガストラック導入支援事業
将来カーボンニュートラルな燃料への代替が期待される長距離配送用天然ガストラックに対して、標準的な車両との差額分を支援する。
- ③EVトラック・バスにおける性能評価実証事業
ユースケース分析結果を踏まえ、EVトラックおよびバスにおける性能評価実証事業を実施、電動車両市場拡大を図る。

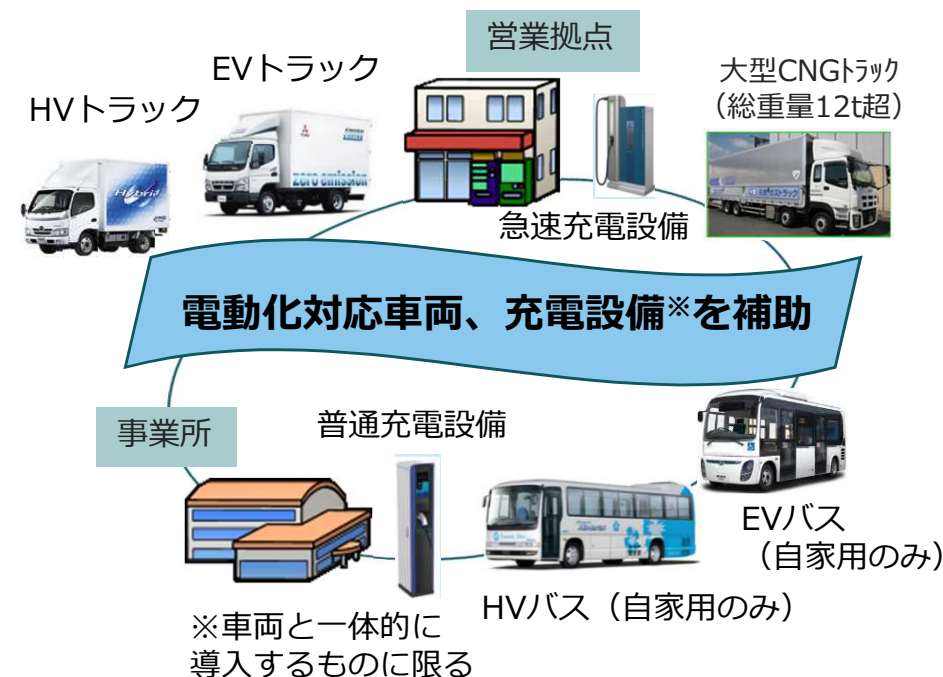
補助対象の充電設備：事業者の敷地等に設置された、普通・急速充電設備

3. 事業スキーム

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ■ 事業形態 | 間接補助事業（補助率 1/2、2/3）、委託事業 |
| ■ 委託先及び補助対象 | 地方公共団体、民間団体等（所有事業者に限る） |
| ■ 実施期間 | 令和元年度～令和5年度 |

4.

補助額：標準的燃費水準車両との差額の1/2（HV・PHV・NGV）又は2/3(EV)
電気自動車用充電設備の導入費用の1/2





【令和4年度予算額 1,200百万円（1,200百万円）】

配送需要増加、防災性向上、地域資源である再エネ有効活用等の課題を同時解決する地域貢献型脱炭素物流モデルの構築を図ります。

1. 事業目的

- ・ 中小型トラック等地域の足であるモビリティ等、各用途に応じた車種に対してバッテリー交換式EV化開発/実証支援を行い、地域の脱炭素化×防災モデルの構築を目指す。
- ・ 地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素型物流モデル構築と物流拠点等の防災拠点化の同時実現を図るとともに、地域エネルギーのストレージインフラとしてバッテリーステーションを活用することで、モビリティ×エネルギーのセクターカップリング型ビジネスモデルの構築を目指す。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により需要増大が見込まれる宅配分野における脱炭素化を加速させる。

2. 事業内容

①バッテリー交換式EV開発及び再エネ活用の組み合わせによるセクターカップリング実証事業・・・委託

バッテリー交換式EVの特性を活かせるユースケース毎（中小型トラック等）に開発支援及び実証事業を実施。

②バッテリー交換式EV×再エネ活用セクターカップリング型ビジネスモデル検討（マスタープラン策定）事業・・・補助（補助率3/4）

バッテリー交換式EVを活用し、再エネを活用したセクターカップリング型ビジネスモデルの検討（マスタープラン策定）を支援。

③地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業・・・補助（補助率1/2）

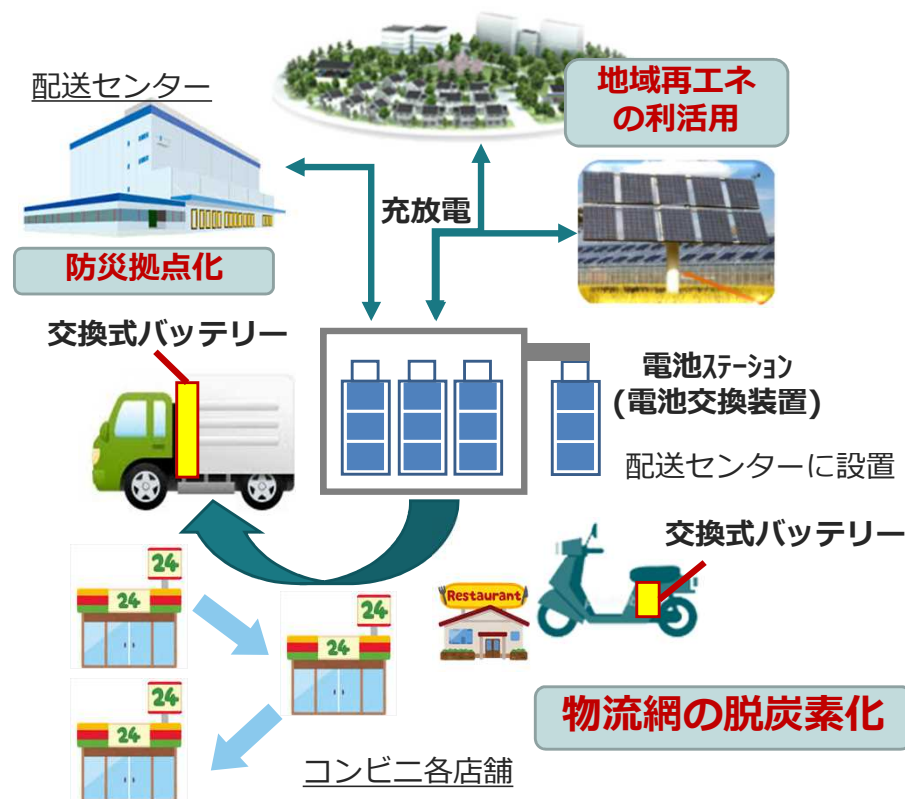
荷物宅配やフードデリバリー等のラストワンマイル配送等において、バッテリー交換式EVを導入し、再エネを活用しながら物流・配送拠点等をバッテリーステーション化し、地域の脱炭素化と防災性向上に資する新たな物流モデルの構築を支援。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①委託、②③間接補助事業（3/4、1/2）
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体（③については地域防災計画又は地方公共団体との防災に関する協定等必須）
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

【地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業】



脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）



【令和4年度予算額 6,580百万円（6,580百万円）】

脱炭素社会構築につながる水素利活用を推進します。

1. 事業目的

- ① 脱炭素社会構築に不可欠な水素を地域で再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用することを支援します。また、将来の水素社会を見据え、BCP活用など水素の特性を活かした事業を支援します。
- ② 運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大に向け、モビリティへの水素活用を支援します。

2. 事業内容

- (1) 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業
 - ①カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業…委託
 - ②既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業/実証事業…委託
 - ③再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム等構築事業…補助
 - ④事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業…補助
- (2) 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業
 - ①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業…委託・補助
 - ②水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業…補助
 - ③地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業…補助

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|------------------------------|
| ■事業形態 | 委託事業・補助事業（補助率：1/3, 1/2, 2/3） |
| ■委託先等 | 地方公共団体、民間事業者・団体等 |
| ■実施期間 | 令和2年度～令和7年度 |

4. 事業イメージ



お問合せ先： (1) 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341
(2) 環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-5521-8302

（１）脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業

地域の再エネ等資源を活用し水素の特性を活かした事業を支援します。

1. 事業目的

- 地域の再エネ、インフラ等を活用し、低コストな水素サプライチェーンの構築とさらなる低コスト化につながる事業の構築を支援します。
- 水素の特性を活かし防災価値やその他環境価値顕在化により利活用や、再エネ由来等水素の本格導入を支援します。

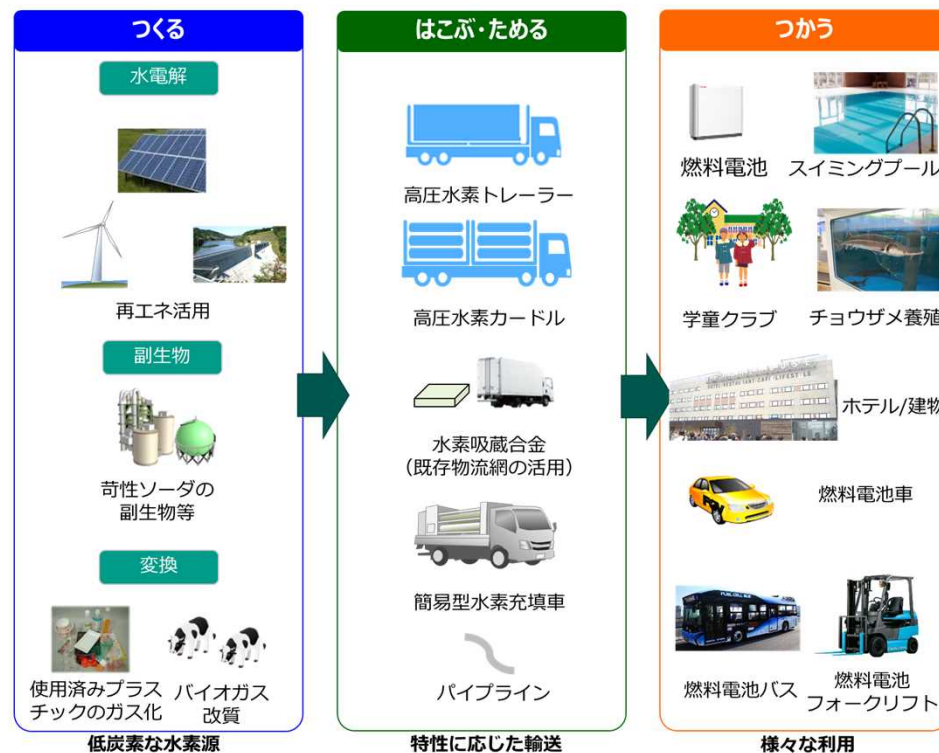
2. 事業内容

- ① カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業
脱炭素社会の構築に必須要素となる再エネ水素について、環境価値等の制度検証や理解醸成となる情報発信等を行います。
- ② 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業/実証事業
地域の再エネや既存インフラを活用し、低コストな水素サプライチェーン構築の支援につながるFS調査や実証事業を行います。
- ③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業
防災価値を有する再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築の支援や、水素の需要拡大に繋がる設備導入支援を行います。
- ④ 事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業
これまでの水素サプライチェーン実証事業による設備を運用することにより、事業化に向けてより効果的な設備の活用・運用方策の検討・検証を行います。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②委託事業、③④補助事業（補助率1/2、2/3、定額）
- 委託先等 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 ①令和4～7年度、②令和2～7年度、③令和4～5年度、④令和4～6年度

4. 事業イメージ



（２）水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業

運輸部門等の脱炭素化に向けた再エネ等由来水素の活用を推進します。

1. 事業目的

- ・ 水素内燃機関を活用した重量車両等の開発、実証を行う。
- ・ 水素社会の実現に向けて産業車両等の燃料電池化を促進する。
- ・ 再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。

2. 事業内容

①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業

水素活用の選択肢を増やすため、重量車両・重機・農機等における水素内燃機関を活用した車両の開発、実証を行います。

②水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業

水素社会実現に向け、燃料電池バス等の導入を支援します。

③地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業

燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援します。

3. 事業スキーム

■ 事業形態

■ 委託先等

地方公共団体、民間事業者・団体等

■ 実施期間

- ①～② 令和３年度～令和６年度
③ 令和３年度～令和７年度

①の一部 委託事業 ①の一部 補助事業（補助率：1/2）
②補助事業（燃料電池バス・・・補助率：1/2（ただし、平成30年度までに導入した実績がある場合：1/3）、
燃料電池フォークリフト・・・補助率：エンジン車両との差額の1/2（ただし、導入実績がある場合：エンジン車両との差額の1/3）
③補助事業（保守点検支援・・・補助率：2/3、
設備の高効率化改修支援（再エネ由来の設備改修等）・・・政令指定都市以外の市町村、資本金1000万円未満の民間企業：補助率2/3、上記以外の都道府県、政令指定都市、特別区、資本金1000万円以上の民間企業等：補助率1/2

4.

【水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業】

重量車両・重機・農機等の電動化が困難な車両について、水素内燃機関によるカーボンニュートラル化を検証する。



H_2 + 内燃機関 → カーボンニュートラル

【水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業】



燃料電池バス

燃料電池
フォークリフト



消費者の環境配慮行動に対し企業等がポイントを発行する取組を一気に拡大し、ライフスタイル変革を実現します。

1. 事業目的

環境配慮製品・サービスの選択等の国民の環境配慮行動に対し企業、地域等がポイントを発行する取組を一気に拡大することにより、2030年温室効果ガス46%削減、食ロス半減、ワンウェイプラ25%排出抑制等のため必要なライフスタイル転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービス等の市場拡大によるコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進する。

2. 事業内容

我が国の温室効果ガス排出量の約6割が衣食住を中心とした家計関連であり、2030年46%削減、家庭部門66%削減に向け、脱炭素型のライフスタイルへの転換が必須。また、循環経済の観点からは、循環基本計画等に定める2030年食ロス半減、ワンウェイプラ25%排出抑制等の目標達成が必要。2030年に向け残り9年しかない中、いずれも大幅な削減が求められており、ライフスタイル転換施策の強度を格段に上げる必要がある。そのためにポイントが有効であることがこれまでの環境省事業等で実証されている。

このため、本事業により、環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し新たにポイントを発行しようとする企業や地域等に対し、企画・開発・調整等の費用を補助することにより、環境配慮ポイント発行の取組を一気に拡大する。ポイント発行の効果についてはデジタル技術の活用により見える化・定量化し、頑健な手法により効果を検証するとともに、原則として支援後3年間の環境配慮ポイントの発行継続を求める。本事業により脱炭素・循環型のライフスタイルへの転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービスの市場拡大を通じたコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進する。

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業（全国規模：補助率1/2（上限3億円）、地域規模：補助率2/3（上限1億円））、委託事業（効果検証）

■補助対象・委託先 民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ

対象となる“グリーンライフ”のイメージ



- ・地産地消・旬産旬消の食材利用
- ・販売期限間際の食品の購入
- ・食べ残しの持帰り (mottECO) など



- ・高性能省エネ機器への買換え
- ・節電の実施
- ・再エネ電気への切替え など



- ・プラ製使捨てスプーン・ストローの受取辞退
- ・ばら売り、簡易包装商品の選択
- ・リユース品の購入
- ・リペア(修理)の利用 など



- ・ファッションロス削減への貢献
- ・サステナブルファッションの選択
- ・服のサブスクの利用 など



- ・カーシェアの利用
- ・シェアサイクルの利用 など

※具体的にどのような場合にグリーンライフ・ポイントを発行するかは、各企業・自治体等の取組による



【令和4年度予算額 5,000百万円（新規）】



2030年削減目標や2050年カーボンニュートラル実現に向け、分野やステークホルダーの垣根を超えた地域共創による開発・実証を支援します。

1. 事業目的

2030年までの温暖化ガス46%削減、2050年までの脱炭素社会実現のためには、既存の社会インフラの刷新も含めた社会実装に繋がる技術開発・実証が必要。また、第五次環境基本計画における地域循環共生圏の概念の下、拡大しつつあるゼロカーボンシティ宣言都市等における先導的な取組を支援し、各地域の特性を活かして、脱炭素かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を構築することが重要。そこで地域に根差し、かつ分野やステークホルダーの垣根を越えて脱炭素社会の実現に資するセクター横断的な地域共創の技術開発・実証事業を実施することを目的とする。

2. 事業内容

地方公共団体等との連携による技術開発・実証を推し進め、各地域がその特性を活かした脱炭素社会モデルを構築し、地域の活性化と脱炭素社会の同時達成を後押しし、脱炭素ドミノを誘引するため、以下の取組を実施する。

- **地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証**
農村・漁村等における再エネ導入や建築物の省エネ化等、新たな社会インフラの整備のため、関係省庁との連携により地域脱炭素化に向けてクリティカルな課題設定を行う。
- **技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証**
各分野におけるCO2削減効果が相対的に大きいものの、開発費用等の問題から、民間の自主的な取組だけでは十分には進まない技術開発・実証を対象に支援する。
- **イノベーションの発掘及び社会実装の加速化（アワード枠）**
確かな実績・実現力を有する者として表彰された者に対し、「アワード枠」として優先採択することで事業化の確度を高める。（気候変動アクション表彰との連携）

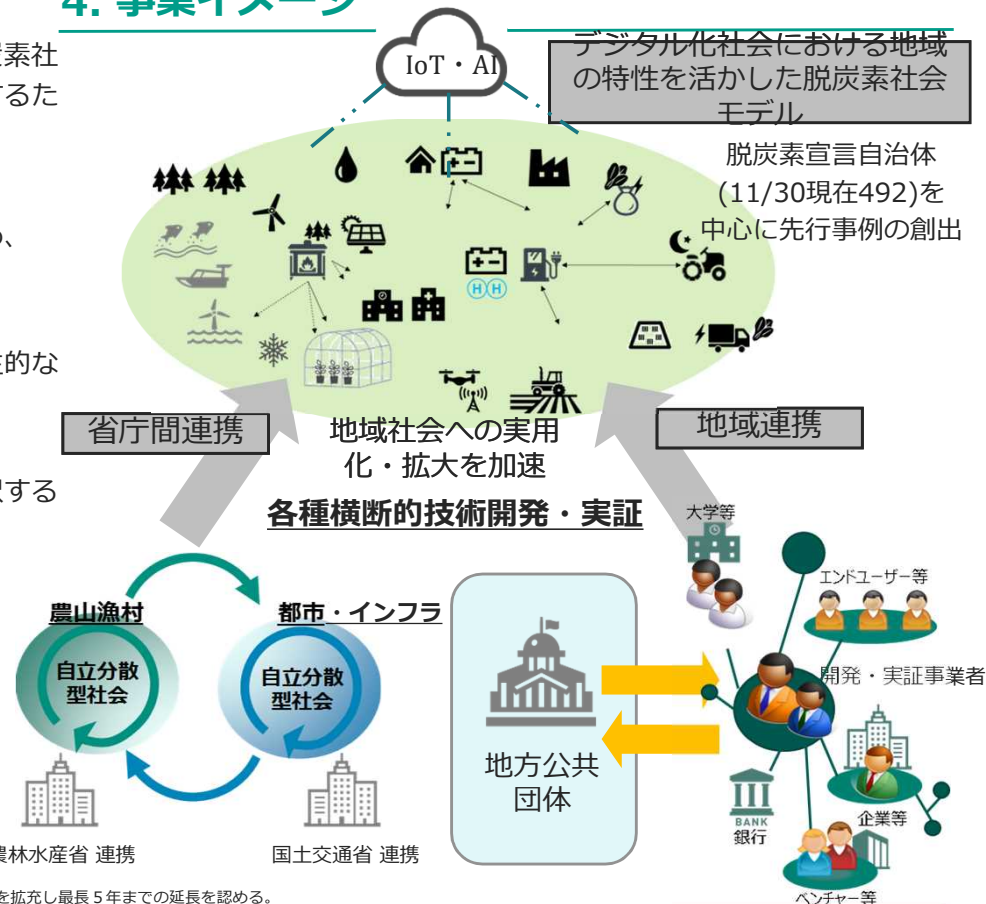
併せて、上述の取組による実用化や普及の成功率の向上のため、事業開始前から事業終了後に至るまで事業者の伴走型支援や評価・FU等の側面支援を実施する。

3. 事業スキーム

- **事業形態** 補助事業(1/2)・委託事業
- **委託・補助対象** 民間事業者・団体・大学・研究機関等
- **実施期間** 令和4年度～令和10年度※

※各課題における実施期間は原則3年。中間評価等により低評価の課題は事業の中止、高評価の課題は実施体制を拡充し最長5年までの延長を認める。

4. 事業イメージ



HP等御紹介

- ・ 脱炭素ポータル
- ・ 再エネスタート
- ・ Z E Bポータル

脱炭素ポータル

⇒地域脱炭素に関するポータルサイト

脱炭素ポータル



https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/



- ・先行地域
- ・地域循環共生圏 等

再エネスタート

⇒再生可能エネルギー（再エネ）の導入をサポートするポータルサイト

再エネスタート



<http://www.env.go.jp/earth/datsutansokeiei.html/>



- ・再エネ導入情報の参照
- ・取組の発信

ZEB PORTAL

⇒ ZEBへ取組をサポートするポータルサイト

ZEBポータル



<https://www.env.go.jp/earth/zeb/index.html>

環境省 Ministry of the Environment

ZEB PORTAL [ゼブ・ポータル]

Google 提供

▶ 本文へ ▶ 音声読み上げ・文字拡大 ▶ サイトマップ

ホーム ZEBとは? もっと詳しく 導入したい 事例紹介 テナント行動方針 コロナと換気 補助制度一覧 ニュース リンク集

ZEB PORTAL

ゼブ(ネット・ゼロ・エネルギービル)ポータル

ビルは“ゼロ・エネルギー”の時代へ

環境省 > ZEB PORTAL (ゼブ・ポータル)

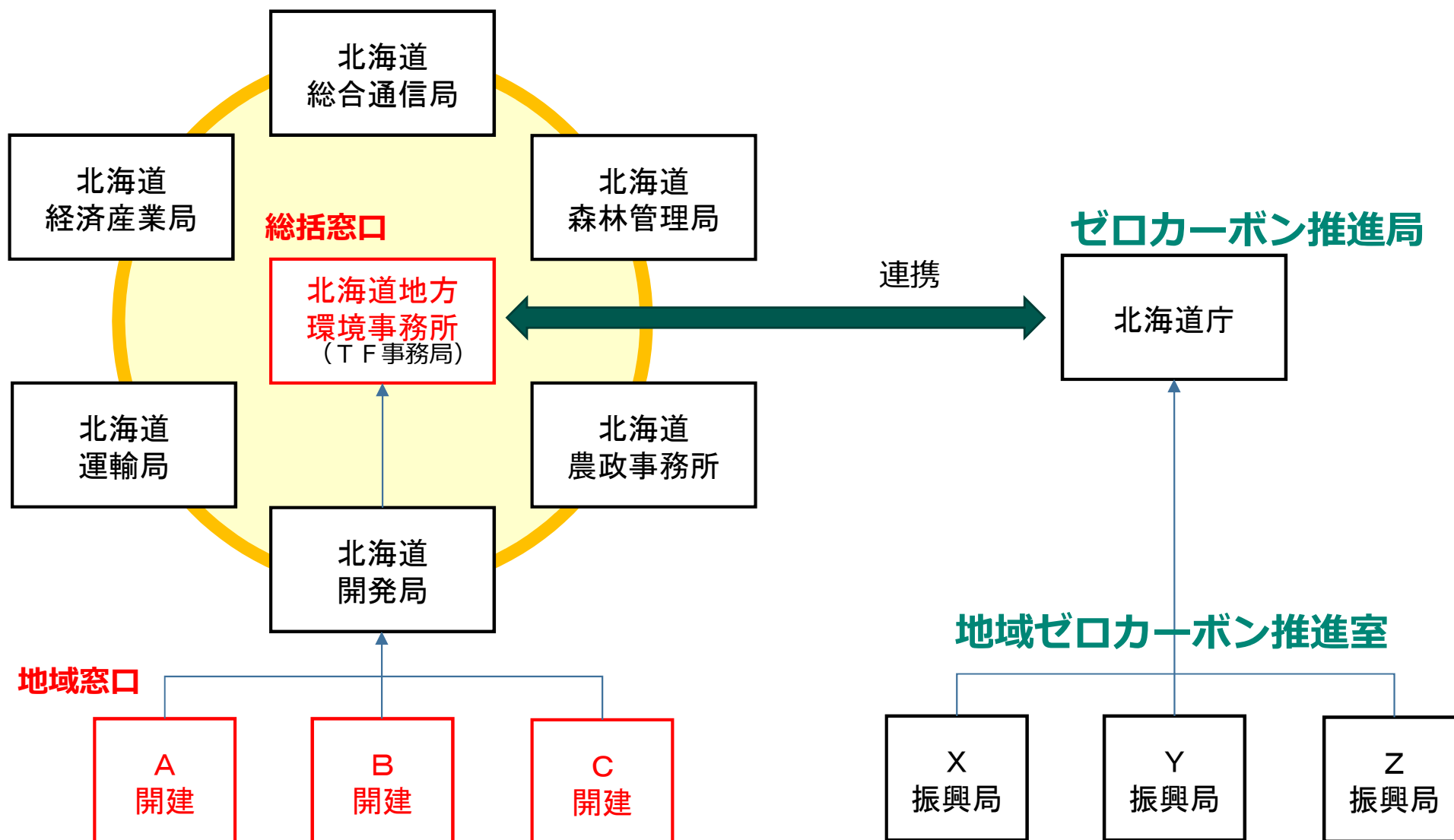
新しいイベント・お知らせ

- 2022年3月4日 [省エネ技術の導入事例資料\(PDF\)](#) を公開しました。
- 2022年3月3日 [既存建築物のZEB説明会に係る資料](#)を公開しました。

▶ イベント・お知らせを全て見る

ゼロ北テラス

脱炭素に関して、どこでもなんでも 質問受け付けます。



ゼロ北テラス

相談先

●総括窓口 北海道地方環境事務所 環境対策課

TEL : 011-299-1952

Mail:REO-HOKKAIDO@env.go.jp

北海道総合通信局

情報通信部情報通信振興課

TEL : 011-709-2311(内4716)

Mail:chousei-k@soumu.go.jp

北海道農政事務所

企画調整室

TEL : 011-330-8801

Mail: hokkaido_kikaku@maff.go.jp

北海道森林管理局

総務企画部企画課

TEL : 011-622-5228

Mail:h_kikaku@maff.go.jp

北海道経済産業局

資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課

TEL : 011-709-2311(内2702、2703)

Mail: hokkaido-shigen@meti.go.jp

北海道開発局

開発監理部開発連携推進課

TEL : 011-709-2311(内5417、5418)

Mail:hkd-ky-zeroarbon@gxb.mlit.go.jp

北海道運輸局

交通政策部環境・物流課

TEL : 011-290-2726

Mail: hkt-kanbutsu-sa1tsu@gxb.mlit.go.jp

ゼロ北テラス（開発建設部）

開発建設部	名称	電話	e-mail
札幌開発建設部地域振興対策室	地域活力支援チーム	011-611-0281（直通）	hkd-sp-sakken-81h@gxb.mlit.go.jp
函館開発建設部地域振興対策室	地域支援窓口	0138-42-7740（直通）	hkd-hk-tiikishinkou@gxb.mlit.go.jp
小樽開発建設部地域振興対策室	地域支援相談窓口	0134-23-8035（直通）	hkd-ot-kouhou@gxb.mlit.go.jp
旭川開発建設部地域振興対策室	旭建なんでも相談所 （地域支援相談窓口）	0166-32-3079（直通）	hkd-as-chiiki@gxb.mlit.go.jp
室蘭開発建設部地域振興対策室	地域活力推進窓口	0143-25-7053（直通）	hkd-mr-info@gxb.mlit.go.jp
釧路開発建設部地域振興対策室	地域活力支援チーム	0154-24-7395（直通）	hkd-ks-chiiki@gxb.mlit.go.jp
帯広開発建設部地域振興対策室	地域活力支援チーム	0155-24-3195（直通）	hkd-ob-katsuryoku@gxb.mlit.go.jp
網走開発建設部地域振興対策室	地域支援相談窓口	0152-44-6851（直通）	hkd-ab-chiiki@gxb-mlit.go.jp
留萌開発建設部地域振興対策室	地域支援相談窓口	0164-42-2395（直通）	hkd-rm-chiiki@gxb.mlit.go.jp
稚内開発建設部地域振興対策室	地域支援相談窓口	0162-33-1185（直通）	hkd-wk-chiiki-81y@gxb.mlit.go.jp

おわりに

脱炭素に関して、
お気軽に地方環境事務所までお問合せください！

やりたいことに対して、
使える制度が分からない…

いろんな分野にまたがっていて、
どこに相談したらいいかわから
ない…

こういう制度があったらいいの
に…

北海道地方環境事務所 環境対策課
脱炭素ビジネス推進専門官 青地絢美

電話：011-299-1952

メールアドレス：CN-HOKKAIDO@env.go.jp

